

| No | 資料名  | タイトル                   | 頁  |              |   |     |   |   | 質問                                                                                                                                     | 回答                                                                                         |
|----|------|------------------------|----|--------------|---|-----|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 募集要項 | 飲食店に係る使用料              | 7  | I            | 1 | (7) | ⑧ | 工 | 飲食施設の行政財産使用料の金額、支払い期日、支払い方法は？また、年額が毎年度算出となるが、算出方法をご教示願いたい                                                                              | 富田林市行政財産使用料条例に基づき算出、もしくは施設の設置条例において目的外使用の金額を定める予定です。支払い期日、支払い方法については市が指定する期日・方法で行っていただきます。 |
| 2  | 募集要項 | 費用負担及び役割分担             | 9  | I            | 1 | (8) | ② |   | Park-PFI実施にあたって認定計画は落札後速やかに締結するかと思いますが、公募対象公園施設の使用料が発生し、実際に納付するのは供用開始日の令和12年4月1日からという理解でよろしいでしょうか。                                     | お見込みのとおりです。                                                                                |
| 3  | 募集要項 | 市による特定公園施設の整備費の負担      | 11 | I            | 1 | (8) | ⑤ | イ | 駐車場整備費の対象規模をご教示願いたい                                                                                                                    | 100台規模の駐車スペースの整備費を想定しております。                                                                |
| 4  | 募集要項 | 契約の形態                  | 12 | I            | 1 | (9) |   |   | 設計施工共同企業体や指定管理者共同企業体等で共同企業体名義の口座を設立せずに、共同企業体の代表企業(統括管理企業)の口座を開設することでも問題ないでしょうか。                                                        | お見込みのとおりです。                                                                                |
| 5  | 募集要項 | 契約の形態                  | 12 | I            | 1 | (9) |   |   | 設計施工共同企業体と指定管理者共同企業体の口座は同じでも問題ないでしょうか。それぞれ共同企業体名義で口座を開設する必要はないという理解で良いでしょうか。                                                           | 設計施工共同企業体と指定管理者共同企業体の代表企業(統括管理企業)が同一である場合は、両共同企業体で使用できる名義の口座であれば、兼用していただいて差し支えありません。       |
| 6  | 募集要項 | 契約の形態                  | 12 | I            | 1 | (9) |   |   | 開業準備期間に行う業務に関して、施設整備費の中で支払うとのことですが、設計施工一括契約の中には特に業務や支払いの記載はありません。開館準備業務の内容は、2030年3月までの業務遂行後、2030年4月には市から事業者へ支払われるという理解で良いでしょうか。        | お見込みのとおりです。                                                                                |
| 7  | 募集要項 | 契約の形態                  | 12 | I            | 1 | (9) |   |   | 開業準備期間に行う業務に関して、施設整備費の中で支払うとのことですが、設計施工一括契約の中には特に業務や支払いの記載がないため、落札後の契約書文案の修正は可能でしょうか。                                                  | ご指摘の点(設計施工一括契約における開業準備期間の業務・支払いの記載)を踏まえ、市の方で修正対応します。                                       |
| 8  | 募集要項 | 「選定委員会」の公表             | 14 | Ⅲ            | 1 |     |   |   | 学識経験者等から構成する「金剛中央公園・多機能複合施設等整備運営事業受注候補者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)を設置する。とありますが、「選定委員会」の人数、専門分野(例えば、子育て研究や環境、景観や建築など)、肩書、氏名の公表をお願いできないでしょうか。 | 選定委員会委員の氏名及び所属等については、優先交渉権者・次点交渉権者決定後において市ウェブサイトにて公表します。                                   |
| 9  | 募集要項 | 事業計画に関するリスク<br>不可効力リスク | 30 | 別表<br>リスク分担表 |   |     |   |   | コロナ等のパンデミックがあった場合、施設が閉鎖されるなど利用料金が見込み通り徴収できない場合があるかと思われるが、その場合の事業者への支援措置はあるのか                                                           | コロナ等のパンデミックによる施設の閉鎖や、それに伴う利用料金の減収については、「不可効力リスク」に該当します。万一発生した場合は、原則として本市と事業者間で協議の上決定します。   |